

東京都煙火消費基準改正の概要について

都では、安全かつ適正に煙火を消費するため、火薬取締法による規定に加え「東京都における煙火の消費に関する基準」（以下、消費基準という。）を定め、保安距離や中止中断に係る判断基準を明確化している。

前回、消費基準を改正してから９年余りが経過していることから、近年の花火大会で前例がなく判断に迷う事例が出てきている。さらに、来年度は現行の消費基準では想定しない新たな場所での煙火消費も予定されている。

また、例年、煙火消費に伴う事故が全国的に多く、都内では本年度に３件発生している。

このような状況を踏まえ、様々な方法での煙火消費に対応するとともに、事故を未然に防止するため、消費基準を下記のとおり改正する。

記

１ 新たな場所での煙火消費に関する事項

（１）スタジアム屋根等での煙火消費

現行の消費基準では、スタジアム屋根等で演出効果用煙火を消費する場合の保安距離が定められていないため、小型煙火と同じ保安距離を適用する規定を新たに設ける。

（２）構造物の下空間の扱い

スタジアム屋根や倉庫屋上で煙火を消費する場合など、強固な屋根や壁で遮蔽された空間について安全と認められる場合は、保安距離内であっても観客が立入できるよう立入禁止区域の定義を変更する。

２ 事故の未然防止に関する事項

（１）地上開発

地上開発は観客に被害が及ぶ恐れのある非常に危険な事象であるため、地上開発が発生した場合の消費を中止中断する規定を新たに設ける。

（２）煙火部品や火の粉の落下

煙火の構成部品（玉殻や内筒部品など）や火の粉が風で流されて観客席に落ち、観客に危険が及ぶ恐れのある場合について、煙火消費を中止若しくは中断する規定を新たに設ける。

(3) 重ね玉の黒玉防止

煙火設置スペースや資材調達・運搬効率の面から、筒の中に煙火玉を2つ仕込んで打ち揚げることもある。このような重ね玉は、上玉への火の入りが悪く黒玉が発生する率が高いと考えられている。

このため、重ね玉の上玉には黒玉の発生を防止する措置を施す規定を新たに設ける。

- (措置例)・クラフト紙で上下の玉を包み込み親みちの損傷を防止
- ・親みちに薬紙や着火線を取り付けて着火不良を防止

(4) 喫煙の禁止

保安距離内での喫煙を禁止する規定を新たに設ける。

(5) 火気使用の原則禁止

火薬類取締法では煙火を取り扱う場所の付近では火気（点火用の火種を除く。）の使用を禁止しているが、煙火を取り扱う場所の付近を保安距離として定める。ただし、煙火に着火する恐れのないと都が判断した場合は除くこととする。

(火気使用が認められる例)

- ① 火気と煙火設置場所が物理的に遮蔽されており着火する恐れがない場合
- ② 発電機
- ③ 車両エンジン（煙火の積み下ろし時を除く。）

(6) ドローン飛行の禁止

ドローンと煙火が衝突するのを防止するため、保安距離内でドローンの飛行を禁止する規定を新たに設ける。

3 判断基準の明確化に関する事項

(1) 小型煙火の斜め打ち

現行の消費基準は小型煙火の斜め打ちを原則禁止としているが、小型煙火の種類により安全と認められる場合の斜め打ちに関する規定を設ける。

- ① 観客席方向に筒先を向けることは例外なく禁止する。
- ② 噴出する小型煙火（ジャープなど）

斜め打ちを認める。ただし、火の粉が地面に落ちて火災になる恐れがあるため、防火措置することを条件とする。

- ③ 星を単発で発射する小型煙火（コメットなど）

発射の衝撃により筒が倒れる危険性が少ないため斜め打ちを認める。

④ 星を連続的に発射する小型煙火（乱玉など）

筒を傾けすぎると発射の衝撃で筒が倒れる危険があるため、安全な角度を確保することを条件に認める。

⑤ 内筒等を発射し上空で開発させる小型煙火

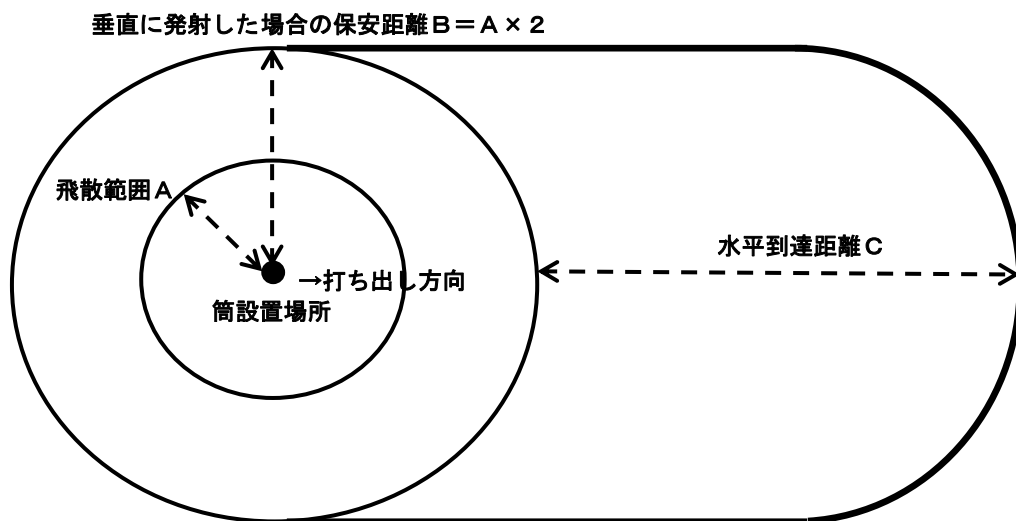
打揚煙火と同様に火の粉が広範囲に広がり危険なため、従来通り斜め打ちを禁止する。

(2) 小型煙火斜め打ちの保安距離

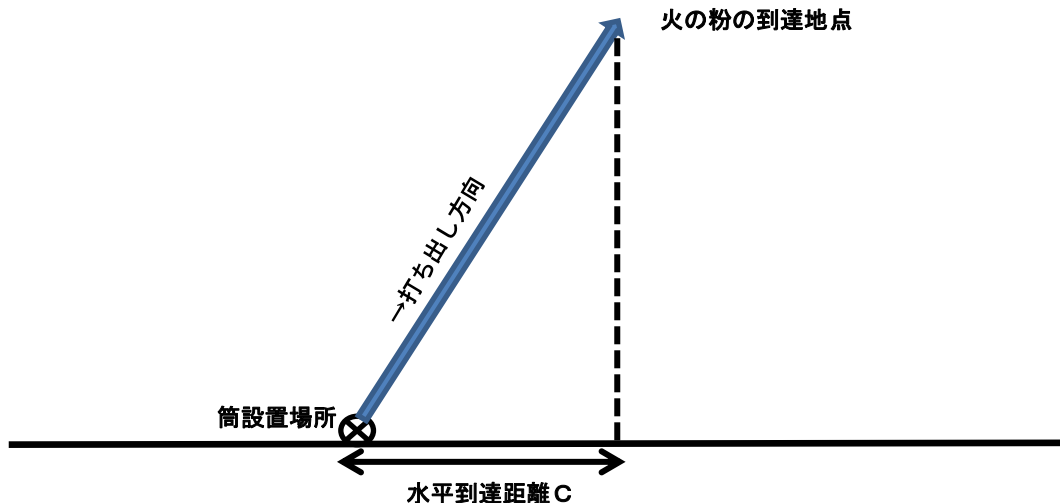
今回の改正により斜め打ちを認めることとするため、斜め打ちする場合の保安距離を基準化する。

斜め打ちする場合の保安距離は、打ち出し方向について、通常の保安距離（B）に火の粉の水平到達距離（C）を加算することとする。

<平面図>



<水平到達距離の算出方法>



(3) 小型煙火の分類変更

現行の消費基準では、星粒の中心に割薬を仕込んだ小型煙火（いわゆるクロセツト）は、小型煙火の分類で当てはまるところがないため、小型煙火の分類を見直すことにより、保安距離が最低20mであることを明確化する。

(4) 保安物件の定義

ナイアガラを吊るクレーン車、煙火資材の運搬車・運搬船など煙火消費に不可欠なものや、主催者（消費者）が設置する小型の音響機器など保安上の支障がない軽微なものは保安物件から除外する。

(5) 信号用煙火に係る第2種地区の定義

現行の消費基準の定義では、信号用煙火（合図雷）を多数の観衆が予想される地区で消費する場合は第2種地区、それ以外の地区で消費する場合は第3種地区を適用することとしている。

現行の消費基準では第2種地区の適用時点の記載がないため、第2種地区の定義に消費時を追記し第3種地区適用との区分を明確化する。

<改正する信号用煙火の地区分類>

第1種地区：観賞用煙火のみで信号用煙火の設定なし（保安距離を長く確保する必要がある地区）

第2種地区：信号用煙火を消費する場合において、消費時に多数の観衆が予想される地区（保安距離を中程度確保する必要がある地区）

第3種地区：第1種地区及び第2種地区に該当しない地区（保安距離を短く確保する必要がある地区）